

衣浦東部広域連合露店等の開設に関する行政指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、露店等の火災予防に関する指導について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 露店等 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して開設する露店、屋台その他これらに類する店であって、物品等を販売又は提供するものをいう。
- (2) 対象火気器具等 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具をいう。
- (3) 発電機 移動できる構造の発電機で、液体燃料又は気体燃料を使用するものをいう。
- (4) 消火器 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に定める消火器をいい、住宅用消火器及びエアゾール式簡易消火具は除くものとする。
- (5) 主催者 露店等が開設される催しを主催する者をいう。
- (6) 露店等の関係者 露店等の開設者及び従事者をいう。

(届出)

第3条 露店等の開設に関する届出については、次のとおりとする。

- (1) 対象火気器具等を使用する露店等を開設するときは、露店等の開設者は、あらかじめ、その旨を消防長へ届け出ること。
- (2) 前号の届出は露店等の開設届出書（衣浦東部広域連合火災予防規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第29号）様式14号の2）を所轄消防署予防係へ提出することにより行うものとする。
- (3) 一つの催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を複数開設する場合には、露店等の開設者がそれぞれ個別に届け出るのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者が取りまとめて届け出てもよいものとする。

(4) 定期に開設する露店等については、当該年度分を一度に届け出ることができるものとする。ただし、露店等の開設形態（開設する露店等の数及び位置、使用する対象火気器具等の数量等）に変更が生じた場合は、変更事項を届け出ること。

(5) 限られた人のみが集まる「個人的なバーベキュー大会」、「幼稚園等で父母が主催する行事」、「子供会行事」、「町内会、自治会等が主催するその地域の人を対象とした行事」及び「事業所が主催する従業員及び従業員の家族等を対象とした行事」等は条例の規定による消火器の準備及び届出の対象外とする。

(遵守事項)

第4条 露店等の関係者は、次条から第15条までに規定する事項を遵守すること。なお、必要に応じて別に定める遵守事項及び自主点検表を活用すること。

(開設場所)

第5条 次に掲げる場所には、露店等を開設しないこと。

- (1) 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防器具庫の出入口付近
- (2) 緊急車両の進入経路となる場所
- (3) 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

(自主防火管理体制)

第6条 露店等の開設における自主防火管理体制については、次に掲げる事項とする。

- (1) 火災等が発生した場合における消火、通報、避難誘導等の担当者を事前に決めておくこと。
- (2) 消火器の取扱方法等を確認すること。
- (3) 火気使用並びに危険物の保管及び取扱いが適正であるかを都度確認すること。

(対象火気器具等)

第7条 対象火気器具等については、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象火気器具等を使用する露店等はそれぞれ消火器を1個以上準備すること。

なお、協力して初期消火を行うことができる場合は、共同して消火器を準備してもよいものとする。

また、消火器を点検し、破損しているもの、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び使用期限が過ぎたものは別の消火器と交換すること。

- (2) 対象火気器具等は、取扱説明書のとおり、適正に使用すること。

- (3) 対象火気器具等は、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 対象火気器具等は、不燃性の安定した床又は台の上で使用すること。
- (5) 対象火気器具等の近くには、可燃物を置かないこと。
- (6) 対象火気器具等の周囲は、常に整理整頓すること。
- (7) 対象火気器具等の使用中は、その場を離れないこと。

(液化石油ガス)

第8条 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）については、次に掲げる事項とする。

- (1) LPガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気の近くを避け、人がみだりに近づかない安全な場所に設置し、鎖等で転倒防止措置を講じること。
- (2) ボンベは、横置きにして使用しないこと。
- (3) LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のもを使用すること。
- (4) ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- (5) ゴム製のホースは、適正な長さとし、取付部分はホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。
- (6) ゴム製のホースは、2本以上接続しないこと。
- (7) 1本のボンベから2以上の器具に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものと開閉弁を設ける場合はこの限りでない。
- (8) ガス漏れには十分注意すること。

(カセットこんろ)

第9条 カセットこんろについては、次に掲げる事項とする。

- (1) カセットこんろを2台以上並べて使用しないこと。
- (2) カセットこんろでは、カセットボンベ部分を覆うような大きな調理器具を使用しないこと。
- (3) カセットこんろでは、炭の火おこしをしないこと。

(まき、炭等)

第10条 まき、炭等の使用については、残火及び取灰の後始末のための火消しつぼ等の準備をすること。

(電気器具)

第11条 電気器具については、次に掲げる事項とする。

- (1) 照明器具又は電気ストーブ等で使用時に高温になる電気器具は可燃物の近くで使用しないこと。
- (2) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (3) コンセントの接続部分及び電気配線に、過度の荷重又は張力が加わらないようにすること。
- (4) 電気器具又はコンセント等を雨水等で濡れるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

(発電機等)

第12条 発電機又は石油ストーブ等の液体燃料を使用する器具については、次に掲げる事項とする。

- (1) 事前に燃料を十分に補充し、露店等の開設後に、燃料の補充が必要ないようにすること。
- (2) 雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
- (3) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (4) 稼働したまま移動させないこと。
- (5) やむをえず燃料の補充をする場合は、器具の稼働を停止した後に、風通しが良い場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。
- (6) 燃料を補充するときは、こぼさないように注意すること。
- (7) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。

(危険物容器)

第13条 危険物については、次に掲げる事項とする。

- (1) 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。
- (2) 危険物の保管は、消防法令に適合した容器を用いること。
- (3) 危険物の保管は、直射日光及び火気の近くを避け、容器の温度が上昇しないようにすること。
- (4) 容器のキャップを開ける場合は、圧力弁を操作して圧力を抜き、危険物の噴出に注意すること。

(玩具用煙火)

第14条 玩具用煙火については、陳列時以外には蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎処理をした覆いをする事。

(放火対策)

第15条 2日以上連続して開設する露店等については、次に掲げる事項とする。

- (1) 夜間等で無人となる時は、ボンベその他の燃料を設置したままにしない事。
- (2) 可燃物の持ち帰り等放火を防止するための対策を講じる事。

(現地確認)

第16条 次に掲げる露店等の開設にあつては、所轄消防署員が消火器の準備及び露店等の開設状況について、現地確認を行うものとする。

- (1) 条例第61条の2第1項に規定する指定催しに伴う露店等の開設
- (2) 対象火気器具等を20以上の店舗で使用する露店等の開設
- (3) 所轄消防署長が現地確認の必要があると認める露店等の開設

2 露店等の開設の主催者等が過去に前項の現地確認を受けている者である場合、現地確認を省略できるものとする。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年5月1日から施行する。

遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近には開設しないこと。
- 2 消防車の進入や周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には開設しないこと。
- 3 火災等の発生に備え、消火、通報及び避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 4 対象火気器具等を使う露店等には、業務用消火器を準備すること。
- 5 LPガス、カセットこんろ、ストーブなどは、正しい使用方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 発電機や危険物容器は、正しい使用方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 玩具用煙火は、陳列時以外には、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の燃料は設置したままにせず、可燃物は持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 露店等の開設日時及び内容等に変更が生じた場合は、消防署に連絡すること。

該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

自主点検表		確認欄
開設場所	消防水利（消火栓、防火水槽等）の使用に支障となる場所ではありません。	
	緊急車両の進入や周囲の建物からの避難の支障となる場所ではありません。	
自主防火管理	火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めています。	
消火器	業務用消火器を準備しています。	
対象火気器具等	対象火気器具等や燃料容器の正しい使用方法を理解しています。	
	対象火気器具等は、安定した床や台の上に設置しています。	
	対象火気器具等の近くには、可燃物を置いていません。	
LPガスボンベ	火気から離れた場所に転倒しないよう設置しています。	
	ゴムホースは、LPガス専用であり、ひび割れ等の破損や劣化はありません。	
	ゴムホースの接続部は、ホースバンド等で抜け防止をしています。	
カセットこんろ	カセットこんろには、カセットボンベ部分が覆われるような、大きな調理器具は載せていません。	
まき、炭等	まき、炭等の後始末用に、火消しつぼ等を準備しています。	
電気器具	照明器具、電気ストーブ等の近くには、可燃物を置いていません。	
	たこ足配線はしていません。	
	電気配線には、過度の荷重や張力はかかっていません。	
	水が掛かる場所の電気器具は、防水性です。	
発電機 石油ストーブ	事前に十分な燃料が補充してあります。	
	燃料の漏れはありません。	
危険物容器	危険物容器は、消防法令に適合したものです。	
	直射日光や火気を避けた保管場所を準備しています。	
玩具用煙火	玩具用煙火をしまう不燃性の容器や防災性の覆いを準備しています。	
放火対策	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、その日ごとに燃料や可燃物を持ち帰ることとしています。	

添付図書のイメージ

神社

